

議案第15号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和3年3月24日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

- 1 死亡により抹消する者の数
人
- 2 市外へ転出後4箇月を経過したことにより抹消する者の数
人
- 3 抹消する者の氏名等
別紙のとおり
- 4 抹消年月日
令和3年3月24日

(根拠)

- ・議決及び告示 公職選挙法第 条の規定による。

【参考】公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号) **※略文**

(登録の抹消)

第28条 選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。

- 一 死亡、日本国籍喪失を知ったとき。
- 二 当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過したとき。 外

議案第16号

選挙人名簿に登録する者について

令和3年3月24日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者を,次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和3年3月24日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

- 1 登録する者の数
600人
- 2 登録する者の氏名等
別紙のとおり
- 3 登録年月日
令和3年3月24日

【参考】公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号) ※略文

(登録)

第22条 選挙管理委員会は、登録月の1日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日(同日が地方公共団体の休日に当たる場合には、登録月の1日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。)に選挙人名簿に登録しなければならない。

【参考】公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号) ※略文

第19条

2 選挙管理委員会は、毎年3月、6月、9月及び12月(第22条第1項において「登録月」という。)並びに選挙を行う場合に、選挙人名簿の登録を行うものとする。

議案第17号

福岡県知事選挙における期日前投票所の指定及び設置期間について

令和3年4月11日執行予定の福岡県知事選挙における南区の期日前投票所及びその設置期間を次のように指定し，告示する。

令和3年3月24日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

期日前投票所	設置期間
福岡市南区塩原三丁目25番1号 福岡市南区役所2階大会議室	令和3年3月26日から 令和3年4月10日まで
福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市役所1階市民ロビー	令和3年4月3日から 令和3年4月10日まで

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第39条の規定による。
- ・告示 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第41条の規定による。

議案第18号

福岡県知事選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻の変更について

令和3年4月11日執行予定の福岡県知事選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻を次のように変更し，告示する。

令和3年3月24日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

1 変更を行う期日前投票所並びに開く時刻及び閉じる時刻

期 日 前 投 票 所	開く時刻	閉じる時刻
福岡市役所1階市民ロビー	午前10時	午後7時

2 変更理由

福岡市役所1階市民ロビーについては，増設設置するものであり，各区役所に設置した期日前投票所において変更を行わずに設置しているため，選挙人の利便向上に最も効果が見込まれる時間帯に設置するもの。

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第40条第1項の規定による。
- ・告示 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第40条第2項の規定による。

議案第19号

福岡県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

令和3年4月11日執行予定の福岡県知事選挙における南区の期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任し，告示する。

令和3年3月24日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

別紙のとおり

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第37条第2項及び同法施行令第24条第1項の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法施行令第25条の規定による。

議案第20号

福岡県知事選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について

令和3年4月11日執行予定の福岡県知事選挙における南区の期日前投票所の投票立会人を次のように選任する。

令和3年3月24日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

別紙のとおり

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第48条の2第5項による読替後の第38条第1項の規定による。

議案第21号

福岡県知事選挙における投票所の指定について

令和3年4月11日執行予定の福岡県知事選挙における南区の各投票区の投票所を次のように指定し、告示する。

令和3年3月24日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第39条の規定による。
- ・告示 公職選挙法第41条第1項の規定による。

投票所一覧

番号	投票区	投票所		住所	電話番号
1	大楠西	大楠小学校	講堂	福岡市南区大楠三丁目10番1号	522-8211
2	大楠東	大楠公民館		福岡市南区大楠一丁目22番13号	521-7044
3	西高宮	西高宮公民館		福岡市南区平和一丁目7番16号	531-4767
4	長丘	長丘小学校	講堂	福岡市南区長丘二丁目22番42号	511-1350
5	長住	長住小学校	講堂	福岡市南区長住四丁目5番39号	541-2931
6	西長住	西長住小学校	講堂	福岡市南区西長住一丁目9番20号	512-1335
7	西花畑	西花畑小学校	講堂	福岡市南区桧原二丁目20番1号	565-1573
8	皿山	西花畑公民館		福岡市南区花畑四丁目6番8号	567-0072
9	花畑第一	花畑小学校	講堂	福岡市南区花畑三丁目34番1号	565-4983
10	花畑第二	みどりがおか幼稚園		福岡市南区中尾一丁目32番32号	541-0350
11	柏原	柏原小学校	講堂	福岡市南区柏原五丁目21番1号	565-8978
12	東花畑	東花畑小学校	講堂	福岡市南区屋形原二丁目23番1号	566-7700
13	野多目南	野多目公民館		福岡市南区野多目二丁目8番12号	565-4223
14	三宅第一	三宅公民館		福岡市南区三宅二丁目25番42号	541-1088
15	三宅第二	三宅中学校	体育館	福岡市南区大橋三丁目18番1号	551-3535
16	筑紫丘第一	筑紫丘小学校	講堂	福岡市南区南大橋一丁目13番1号	551-1572
17	筑紫丘第二	若久特別支援学校	講堂	福岡市南区若久二丁目3番13号	551-2652
18	東若久	東若久小学校	講堂	福岡市南区若久三丁目37番1号	561-8020
19	若久	若久小学校	講堂	福岡市南区若久一丁目12番1号	541-4210
20	玉川第一	玉川公民館		福岡市南区向野一丁目3番23号	541-3212
21	玉川第二	南区役所	一階ロビー	福岡市南区塩原三丁目25番1号	559-5005
22	玉川第三	春吉中学校	武道場	福岡市南区清水四丁目21番50号	551-4411
23	塩原	塩原公民館		福岡市南区塩原一丁目27番2号	541-0547
24	宮竹第一	宮竹小学校	講堂	福岡市南区井尻一丁目1番1号	581-0361
25	宮竹第二	井尻三丁目南会館		福岡市南区井尻三丁目29番	
26	高木	高木小学校	講堂	福岡市南区高木三丁目11番1号	501-7521
27	井尻第一	井尻会館		福岡市南区井尻五丁目18番1号	
28	井尻第二	井尻四丁目会館		福岡市南区井尻四丁目30番7号	
29	日佐	日佐公民館		福岡市南区的場二丁目17番6号	591-5542
30	大池	大池小学校	講堂	福岡市南区多賀二丁目8番1号	561-1016
31	寺塚	大池公民館		福岡市南区寺塚二丁目9番11号	511-4231
32	東高宮	男女共同参画推進センター	ロビー	福岡市南区高宮三丁目3番1号	526-3755
33	横手	横手公民館		福岡市南区横手四丁目24番9号	572-5661
34	野多目北	市営野多目一丁目住宅	集会所	福岡市南区野多目一丁目2番	542-2855
35	鶴田	鶴田小学校	講堂	福岡市南区鶴田三丁目7番1号	566-5677
36	老司	老司小学校	講堂	福岡市南区老司三丁目2番1号	565-2529
37	弥永	弥永公民館		福岡市南区弥永団地30番1号	581-5585
38	弥永西	弥永西小学校	講堂	福岡市南区弥永二丁目10番1号	585-1556

議案第22号

福岡県知事選挙における開票の場所及び日時について

令和3年4月11日執行予定の福岡県知事選挙における南区開票区の開票の場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和3年3月24日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

- 1 場所 福岡市南区塩原2丁目8番1号
福岡市立南体育館
- 2 日時 令和3年4月11日 午後9時15分から

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第63条の規定による。
- ・告示 公職選挙法第64条の規定による。

議案第23号

福岡県知事選挙における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時について

令和3年4月11日執行予定の福岡県知事選挙につき、南区開票区において開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和3年3月24日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

- 1 場所 福岡市南区塩原3丁目25番1号
福岡市南区選挙管理委員会事務局
- 2 日時 令和3年4月8日 午後6時から

(根拠)

- ・議決及び告示 公職選挙法第62条第6項の規定による。

※ くじは、開票立会人となるべき者として届出のあった者が10人を超える場合、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる開票立会人となるべき者が3人以上の場合に実施しなければならない。(法第62条第2項及び第4項)

議案第24号

福岡県知事選挙における開票立会人を定めるくじの方法について

令和3年4月11日執行予定の福岡県知事選挙につき、南区開票区において開票立会人を定めるくじを行う場合の方法を次のように定める。

令和3年3月24日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

- 1 開票立会人となるべき者として届出があった者が10人を超える場合
 - (1) くじはくじ棒により行う。
 - (2) 開票立会人となるべき者の届出順位をその者の固有番号とする。
 - (3) くじは開票立会人となるべき者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒をくじ箱に入れ、くじ箱から10本のくじ棒を取り出し、そのくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の者を開票立会人の予定者（以下「予定者」という。）とする。
 - (4) 予定者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上ないときは、当該予定者をそのまま開票立会人とする。
 - (5) 予定者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときは、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる予定者ごとに次の要領でくじを行う。
 - ア 予定者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒をくじ箱に入れる。
 - イ くじ箱から2本のくじ棒を取り出し、そのくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の予定者を開票立会人とする。
- 2 開票立会人となるべき者として届出があった者が10人を超えない場合
開票立会人となるべき者として届出があった者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときは、前記1(5)に準じてくじを行う。

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第62条第2項及び第4項の規定による。